

改葬許可について

改葬とは、墓地又は納骨堂（以下「墓地等」と言います。）に埋蔵された遺骨を他の墓地等に移すことを言います。

盛岡市内の墓地等から他の墓地等へ改葬する場合は、盛岡市長の改葬許可が必要です。（寺院等内の中での移動も改葬に該当します。）

1 改葬を行う場合は、以下の手順で行ってください。

- ① 盛岡市保健所企画総務課から「改葬許可申請書」の用紙を受け取ってください。
改葬する死亡者（遺骨）が2名以上のときは、乙表も受け取ってください。
- ② 記入例を参考にして申請書に必要事項を記入してください。（2人目以降は乙表に記入。）
- ③ 現在お骨がある墓地等の管理者から、埋葬等の事実の証明を受けてください。
※ 盛岡市営墓園（新庄、青山、古川墓園）から改葬する場合は、証明欄の記載は不要です。
- ④ 盛岡市保健所企画総務課（古川墓園から改葬する場合は玉山総合事務所税務住民課）に申請書を提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。
（書類に不備がなければ、その場で「改葬許可証」を発行いたします。）
※郵送での提出も可能です。また、交付は無料です。
- ⑤ 埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を出してください。（その際は「改葬許可証」を渡さないでください。）
- ⑥ 改葬先の墓地等の管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を埋蔵してください。

2 改葬許可が必要ない場合は、次のとおりです。

- ① 遺骨の一部（分骨）を他の墓地等に移す場合。
その際は、墓地等の管理者から「埋蔵又は収蔵に関する証明書」の発行を受けて、移動先の墓地等の管理者に提出してください。
- ② 一度土葬した遺体を火葬した上で遺骨を同じお墓に埋蔵する場合。
その際は、盛岡市市民登録課に火葬の手続きをして火葬許可証の交付を受けてください。
※ ただし、一度土葬した遺体を火葬した上で遺骨を他のお墓に埋蔵する場合は、「改葬許可証」の交付を受けてから火葬の手続きとなります。

（補足）

- ア** 死産の場合は、本籍、住所、氏名及び死亡年月日の欄に、それぞれ父母の本籍、住所、氏名及び分べん年月日を記入してください。
- イ** 死亡者を火葬している場合は、「埋葬又は火葬の場所」に火葬場所を、「埋葬又は火葬の年月日」に火葬年月日を記入してください。（埋葬は土葬の法律用語です。）
- ウ** 申請者が墓地使用者本人ではない場合は、墓地使用者から改葬についての承諾書が必要になります。「墓地使用者等承諾欄」に使用者本人から記入・印をもらってください。
※ 墓地使用者本人が死亡しているなどの理由で承諾書の作成ができない場合は、改葬に関する念書を提出ください。
- オ** 墓地等の管理者から埋葬又は焼骨の埋蔵（納骨）の事実を証明する記名及び押印をもらってください。
※ 不明な箇所がある場合は、改葬前の墓地等の管理者に御相談してください。
※ かなり時間が経っている遺骨で調査しても不明な箇所は、「不詳」と記入してください。

<担当>

盛岡市保健所企画総務課 企画総務係
〒020-0884 盛岡市神明町3番29号
電話 019-603-8301
FAX 019-654-5665